

平成29年11月15日

マイナンバーを利用した情報連携業務の本格運用について（お知らせ）

マイナンバーを利用した情報連携業務（情報照会・情報提供業務）については、平成29年7月18日より試行的運用を実施していましたが、平成29年11月13日より本格運用が開始されることとなりましたので、平成29年11月13日時点の取扱いについて、次のとおりお知らせします。

なお、今後、取扱いを変更する場合等には、その都度お知らせさせていただきますので、円滑に情報連携が実施できますよう、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

1 健康保険組合において、試行運用期間と本格運用開始以降に実施する事項

(1) 試行運用期間に実施する事項

- ① 申請者から従来通り添付書類を受けた上で、情報連携を行い、事務担当者の業務の習熟を図る。
- ② 情報連携を用いた事務処理の結果と添付書類を用いた事務処理の結果に齟齬がないか確認する。
- ③ 前記の①、②を踏まえ、本格運用開始以降の事務処理運用の検討を行う。

(2) 本格運用開始以降に実施する事項

- ① 申請者等が添付書類を揃える等の負担を軽減するという目的に則った運用に努める。
- ② 情報連携で得ることができない情報については、引き続き添付書類をお願いする。

2 情報連携可能な事務手続名（内閣府・総務省からの通知による。）

- ① 被保険者資格取得の確認
- ② 被扶養者の認定
- ③ 被保険者証の検認又は更新等
- ④ 高齢受給者の一部負担割合の軽減の認定
- ⑤ 傷病手当金の支給決定
- ⑥ 被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整
- ⑦ 健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
- ⑧ 健康保険給付を受給する者が同一の事由により労働者災害補償保険法等から給

- 付を受けたことによる支給額の調整
- ⑨ 被保険者の家族埋葬料の支給決定

3 省略可能な書類（内閣府・総務省からの通知による。）

- ① 被扶養者の認定における住民票の写し、課税証明書
- ② 高齢受給者の一部負担割合の軽減の認定における課税証明書
- ③ 被保険者証の検認又は更新等における住民票の写し、課税証明書

4 本格運用開始以降の具体的運用

被扶養者異動届

- ① 事務の概要
- 被扶養者の認定を行う上で、収入確認又は世帯確認を行います。
- ② 当該事務において省略可能な添付書類
- 住民票（認定対象者個人のもの）**
- ※ 収入情報（地方税情報）については、過去の給与収入、年金収入（遺族・障害年金を除く。）のみ取得可能であるため、審査事務において、直近の収入状況を確認するための添付書類（給与明細書等）を確認する場合は引き続き添付書類が必要です。
- ③ 試行運用期間で判明している情報連携の課題
- 市町村に対して、収入情報（地方税情報）の情報照会を行った結果、金額等の情報が確認できないケースがあり、審査に必要な情報を得ることができない場合があります。

④ 本格運用開始以降の運用

ア 住民票の確認について

当健康保険組合では、被扶養者の認定（被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹以外の3親等以内の親族等の扶養認定）を行う上で、世帯全員の住民票の提出をお願いしています。当該添付書類の情報については、マイナンバーを活用した情報連携では取得することはできないため、引き続きご提出していただくこととなります。

イ 収入の確認について

当健康保険組合では、被扶養者の認定を行う上で、給与明細書等、所定の書類の提出をお願いしていますが、当該添付書類の情報については、マイナンバーを活用した情報連携では取得することはできないため、引き続きご提出していただくこととなります。